

## 大分大学経済学部地域経済研究センター規程

平成19年5月9日制定

### (設置)

第1条 大分大学経済学部（以下「本学部」という。）に大分大学経済学部地域経済研究センター（以下「センター」という。）を置く。

### (目的)

第2条 センターは、本学部における地域経済・地域社会に関する研究の中心を担うとともに研究プロジェクトの推進を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国土計画、地域開発、都市計画等に関わる諸問題に関する調査・研究
- (2) 地域社会及び地域経済の自立的・持続的成長の可能性に関する調査・研究
- (3) 新産業の創造及び浸透並びに地域企業の経営に関する調査・研究
- (4) 地域の社会構造の変化に関する調査・研究
- (5) 循環型社会の構築に関する調査・研究
- (6) 地域の医療・福祉に関する政策に関する調査・研究
- (7) 市民参加・ボランティア活動及びコミュニティ活動に関する調査・研究
- (8) その他地域社会に関わる諸問題に関する調査・研究
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事項

### (職員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究員 若干人
- (3) その他必要な職員 若干人

### (センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、本学部の教授のうちから、教授会の選考に基づき、学部長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (研究員)

第6条 研究員は、センターの業務を行う。

- 2 研究員は、本学部教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学部長が任命する。

### (客員教授等)

第7条 センターに、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

- 2 客員教授等の選考は、国立大学法人大分大学客員教授及び客員准教授選考規程（平成16年規程第47号）の定めるところによる。

### (客員研究員)

第8条 センターに、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員の選考は、国立大学法人大分大学客員研究員規程（平成18年規程第1号）の定めるところによる。

(運営委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学経済学部地域経済研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) センター長
- (3) 研究員 2人
- (4) 教育研究支援室長
- (5) 教育研究支援室研究部主任

3 前項第3号の委員は、センター長が指名する。

4 第2項に規定する委員のほか、必要に応じ外部委員を置くことができるものとする。

5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第10条 センターの事務は、経済学部教育研究支援室において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、経済学部長が別に定める。

附 則 (平成19年経済学部規程第2号)

この規程は、平成19年5月9日から施行する。

附 則 (平成21年経済学部規程第11号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。